

紀 要

第 2 号

目 次

1. 近江の地域色の再検討 2
— 周辺地域における近江系土器について — (小竹森直子)
 2. 「倉橋部廃寺」雑考 (田路正幸)
 3. 八島瓦窯 — 瓦の需給関係と工人の動向 — (北村圭弘・三辻利一)
 4. 近江国庁再考 (平井美典)
 5. 条里遺構の調査と現状 (宮崎幹也)
 6. 日野川中流域における条里と集落 (岡本武憲)
 7. 滋賀県下における掘立柱建物集落の成立契機について (大崎哲人)
 8. 妙楽寺遺跡出土の呪符木簡について (葛野泰樹)
-

1989. 3

財団法人 滋賀県文化財保護協会

4. 近江国庁再考

平井美典

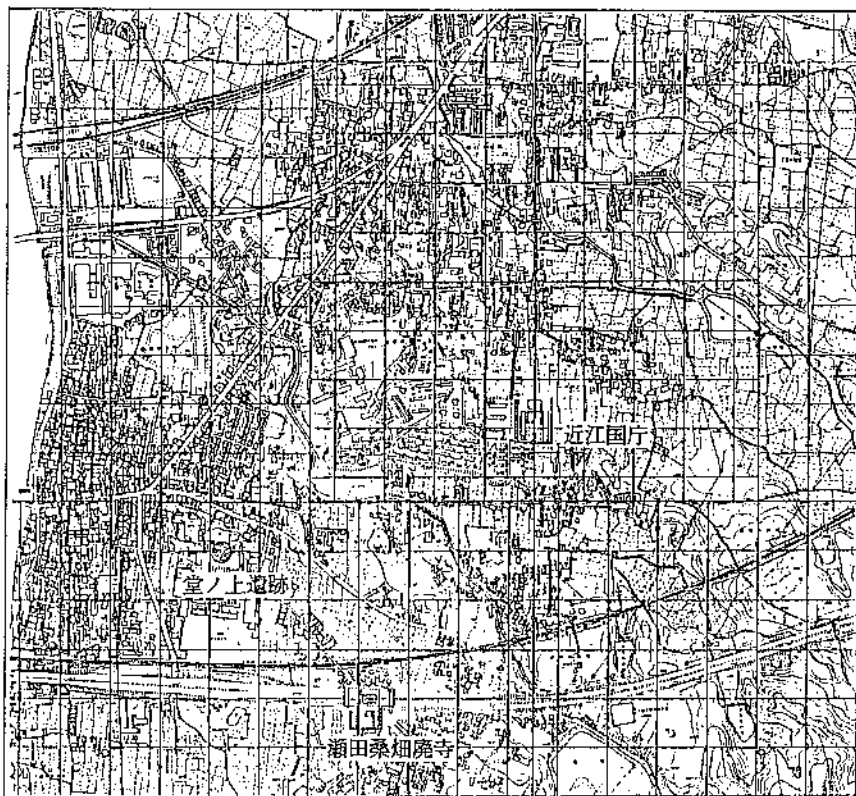
1. はじめに

近江国府については、まずその位置について、米倉二郎が歴史地理学の観点で大津市瀬田大江町から神領町にかけて方八町の国府域を想定した。これは東海道が真米・大江において四町毎に屈曲すること、高橋川の流路が自然のものとは考えられず、人為的に屈曲せられていることなどから導かれたものである⁽¹⁾。米倉が推定した国府域の南寄りの丘陵地において昭和35年、県営住宅が造成されることになり、杉山信三により2日間の緊急調査が行なわれた。その結果、柱の根固めをもつ2棟の建物跡が検出され、杉山はこれを国府関連のものと考えた⁽²⁾。また昭和38年、当地に炭坑離職者雇用促進住宅の建設が実施されることとなり、その工事の際、多量の古瓦の出土をみたことから発掘調査が実施されることとなった。昭和38年・39年度に実施された調査の結果、瓦積みの基壇をもつ建物跡が検出されたが、その遺構は寺院のそれとは全く異なったものであった。発掘調査に当たった水野正好は、その建物配置の宮殿や都城さらには大宰府や多賀城といった官衙においてのそれとの類似性に注目し、また当遺跡が推定国府域の中軸線上に位置することなどを考え合わせ、この遺跡を近江国の国衙であると考えたのである⁽³⁾。これは、発掘調査によって国府域と国衙地区の関係が明らかにされたという点で稀有の例であり、また全国でも最初の国衙遺構の検出例となった。その後の国府・国衙の研究や調査においては、国衙の標識遺跡として、しばしば引合に出されてきたことは周知の通りである。以後、下野・伯耆・肥前国庁等で政庁部が発掘調査されている。また近江国庁周辺においても、国府に関係すると推定される官衙遺跡の発掘調査が実施されてきた。小論はこれら幾つかの他国国庁の実態が明らかにされつつある現時点において、今一度、近江国庁について再検討・再評価を加えようとするものである。

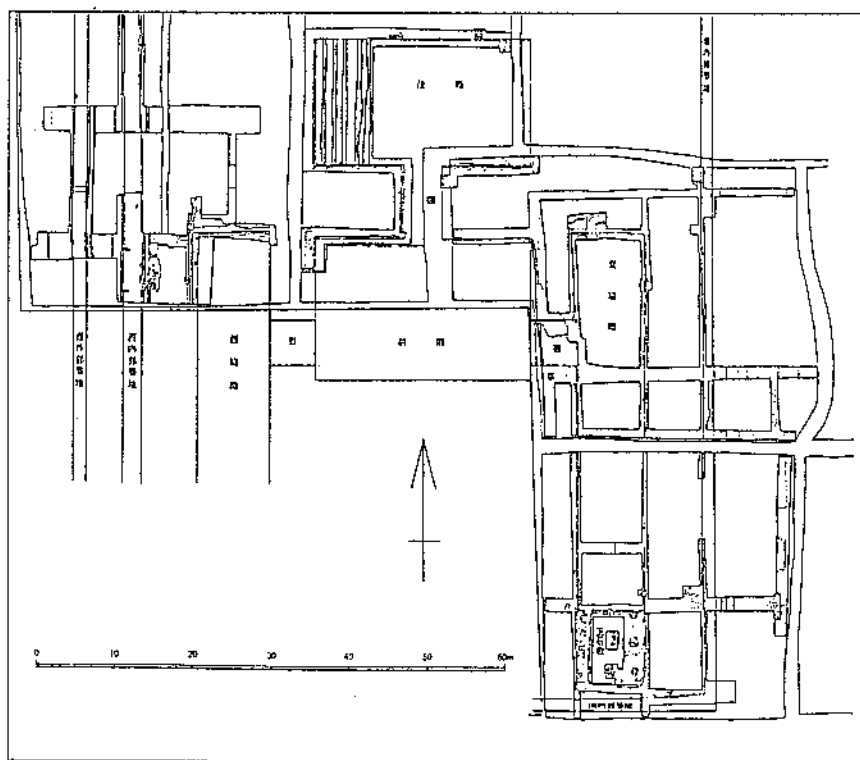
2. 政庁建物の問題点

まず、昭和39年度に実施された発掘調査の成果とその所見について簡単にまとめてみることにする。

政庁部は築地塀と溝によって東西に3区画されており、中央の区画内に主要殿舎が造営されている。これら建物や築地塀は、いずれも瓦積みの基壇をもち、発掘調査ではこの瓦積み基壇を追いかけることにより、その平面プランの確認が行なわれた。基壇上の建物の詳細については調査されなかった。基壇建物は正殿・後殿・東脇殿・西脇殿が中央に広場を設けた門字型の建物配置をとり、それぞれが廊により連結されている。この廊も瓦積み基壇を伴う。復元・推定された各建物基壇の規模は、正殿が東西27.91m(約92尺)、南北19.3m(約64尺)、後殿が東西27.91m(約92尺)、



第1図 遺跡位置図



第2図 近江国庁遺構図 (注③文献による)

南北16.46 m（約54尺）、東西両脇殿は、それぞれ東西9.2 m（約30尺）、南北48.5 m（160尺）である。瓦積み基壇は部分的に二重になっており、当初の基壇を切り込む掘立柱列の存在と合わせて、基壇の修復が行なわれたことがわかる。東脇殿南側には玉石を敷きつめた遺構が存在するが、これを壊して東脇殿の南に東西2間（6 m）、南北2間（7.2 m）の礎石建物が付設されている。

建物は瓦葺き礎石式のもので、その造営時期については、奈良時代半ば、8世紀中葉750～760年代頃に比定され、東脇殿を破壊して営まれている火葬墓に祥符元宝（1008年～）を伴うことから下限をこれ以前に考えられている⁶⁴。以上が近江国衙政庁部の発掘調査の概要である。こうしてみると、近江国庁には、他国国庁の在り方とは異なった点があることに気付く。すなわち他国庁は、当初、掘立柱建物で構成され、8世紀後半から9世紀にかけての時期に礎石建物へと変遷するが、近江国庁では創建期から瓦葺きの礎石建物であったとされていることである⁶⁵。このことは果して近江国庁の特殊性として理解すべきものなのであろうか。以下この問題について検証してゆくことにする。

3. 近江国庁および堂ノ上遺跡の創建年代と使用軒瓦について

近江国庁の年代を決定するには、土器や瓦類をはじめとする考古資料に拠らなければならない。昭和39年度に実施された発掘調査で政庁部周辺から須恵器・土師器・施釉陶器等の土器類が出土している。これら土器類のほとんどが表土直下から検出されたもので、層位関係をなして出土したものでなく、遺構との関係も明らかではない。土器群は年代幅をもっており、これから近江国庁の存続期間を窺うことはある程度可能である。すなわちこれら土器群の中で最も古相を示すものの年代観から、近江国庁の成立時期を考えることにする。

政庁域出土の須恵器と土師器の出土量の比率をみると、平城宮跡と比較して土師器の出土率が極めて低いことが報告書において指摘されている。なおかつ、報告書に揚げられている実測図をみる限り、土師器のほとんどは平安期まで降る、回転台整形によるものと小皿類で占められており、奈良時代のものは見当たらないようである。然して、須恵器についてみることにする。

杯蓋についてみると、7世紀後葉に遡るとみられる蓋内面に未だかえりを残すものが2点検出されている。これについては出土量が極端に少ないものであり、直接に政庁遺構と関係する遺物であるとは考えられない。政庁部出土の軒丸瓦で、複弁8葉蓮華文のもの（I類）と法隆寺式のもの（J類）が1点ずつ検出されており、或いはこれらと関連する可能性がある。国庁創立以前に周辺に白鳳期の寺院が存在したのかどうか、その辺は不明である。これらを除くと明確に8世紀の前半に遡るものはないようであり、次に確認できる須恵器は報告書にもあるように、平城宮SK219にはほぼ併行する時期のものであろう。実年代についても報告書にある通り、750～760年代とするのが妥当であろう。また、昭和52年度に政庁域の西側で実施された発掘調査⁶⁶では、W-3B・4B、7SK3と称される土坑より、端部を内側に丸く肥厚させ、螺旋・斜放射状暗文が施された土師器皿の出土をみている。これについては平城宮SK820・SK2101にはほぼ併行すると考えられるもの

で、年代については天平末年～天平勝宝年間頃にかけての西暦750年を前後する時期が考えられる。当地における国庁の成立年代については、750～760年にかけての頃とみてよいであろう。

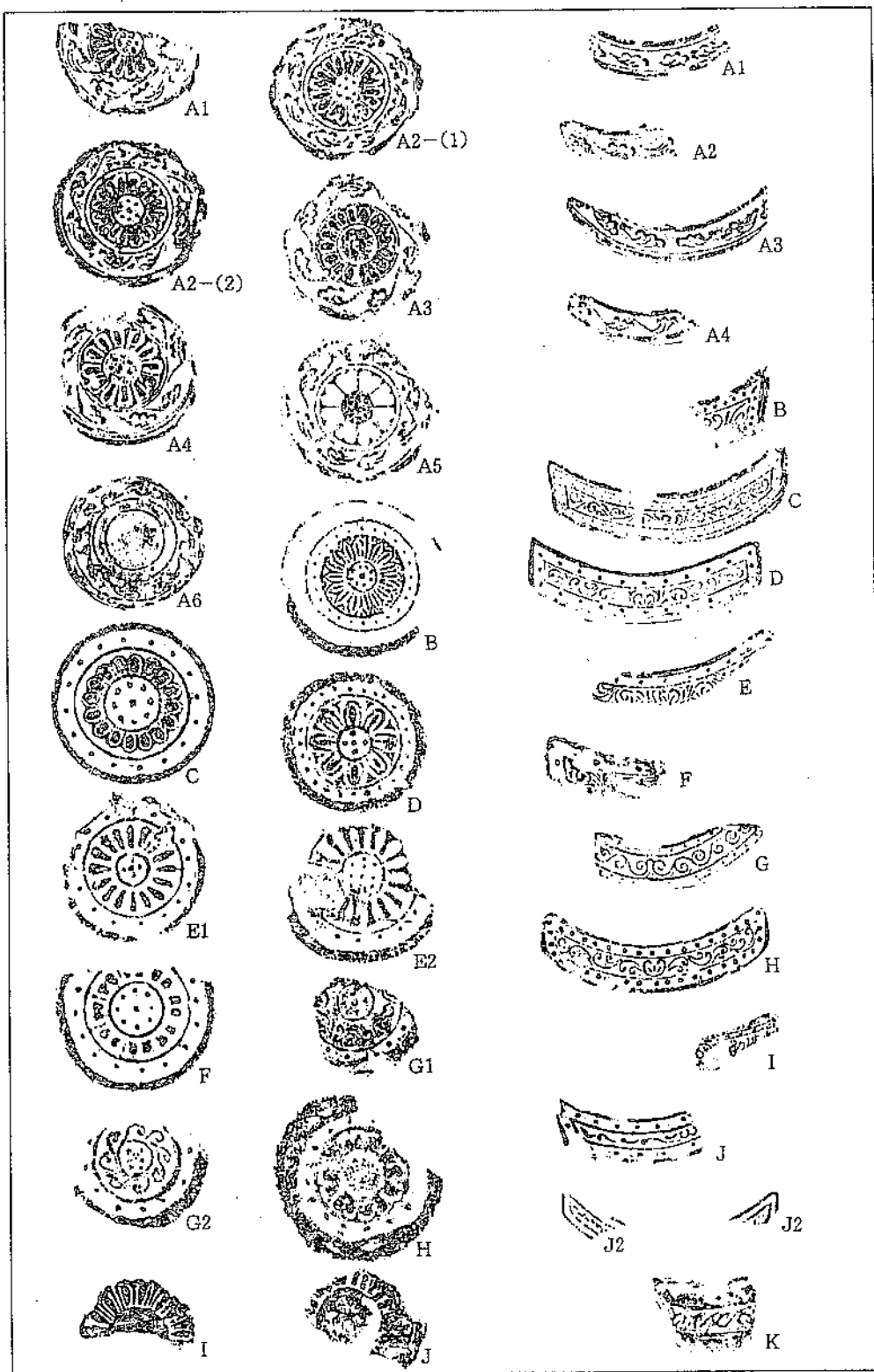
次に出土瓦について検討を加えることにする。政庁域からは第3図に掲げた種々の軒瓦が出土している。そのうち軒丸瓦I類とJ類は、先述したように国庁建物に伴うものではない。国庁に最初に用いられたのはA類の飛雲文軒瓦で、出土率は軒丸瓦が、出土総数182個体のうち52個体で28.6%を占める。軒平瓦は総数127個体中53個体で41.4%である。瓦当範は軒丸瓦が7種（うち彫りなおしが1種）、軒平瓦が3種確認されている。国庁出土のものと同範のものは、瀬田桑畑廃寺⁽⁷⁾・堂ノ上遺跡⁽⁸⁾・惣山遺跡⁽⁹⁾・野畑遺跡⁽¹⁰⁾・瀬田川西岸の国昌寺跡⁽¹¹⁾など、いずれも近江国府に関係すると考えられている寺跡や官衙遺跡から出土しており、国庁の整備とともに、これら諸施設の整備が一斉に行われたことを示している。

さて、飛雲文軒瓦であるが、年代については奈良時代説と平安時代説とがある。以下、両説についてその根拠についての整理・検討を行なう。

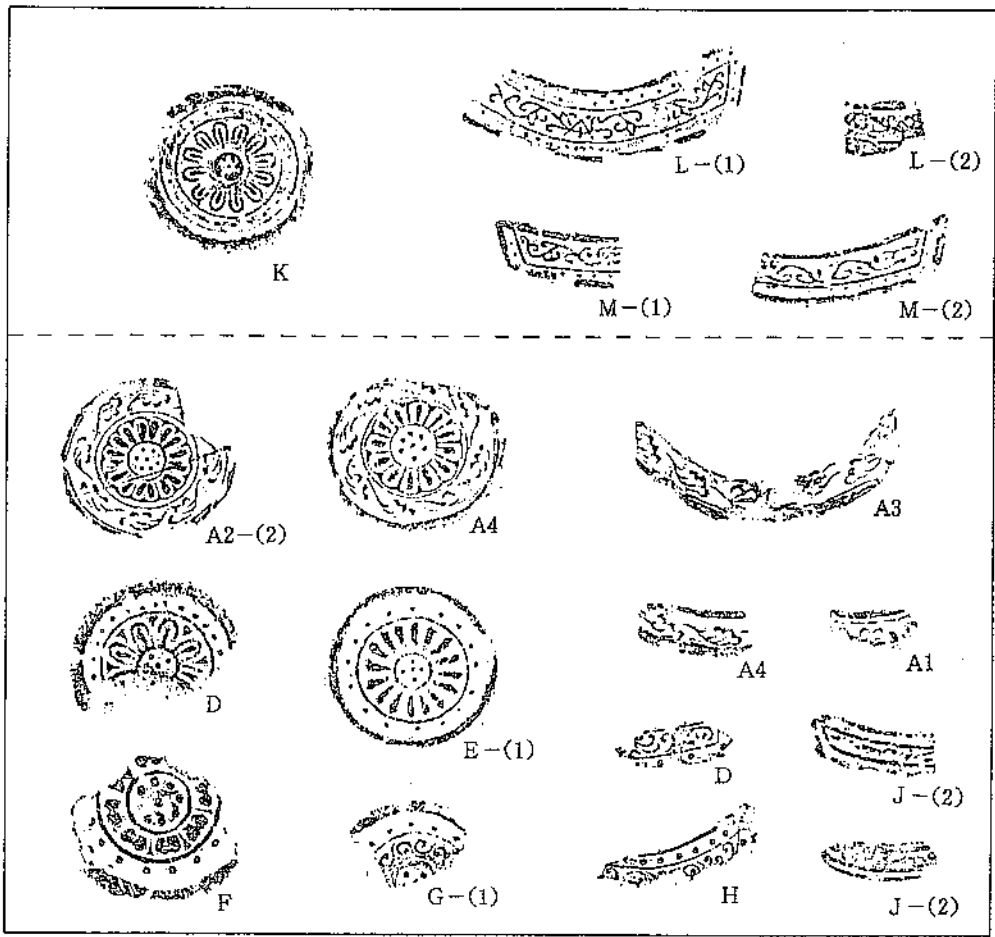
飛雲文軒瓦は近江のほか、畿内では平城京・長岡京・平安京・木津川河床・唐招提寺・長原遺跡などで出土している。また、東国の下野薬師寺・下野国分寺・尼寺で多くの出土がある。文様にはバラエティーがあり、近江・平城京・下野の各例がそれぞれ特徴的である。文様その他の詳細については本論においては特に必要としないので省略する。

まず飛雲文軒瓦の年代についての諸研究を一瞥する。

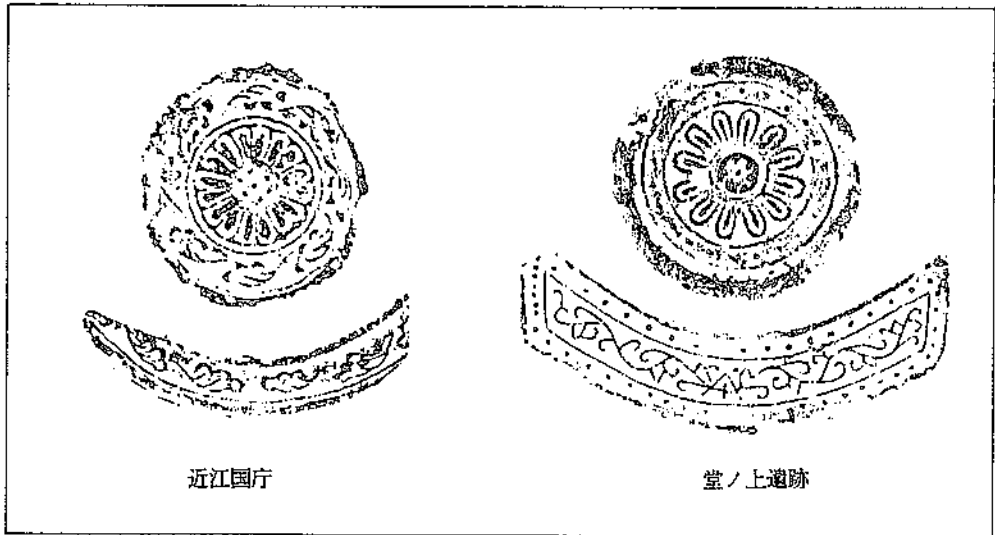
『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ 瓦編2 解説⁽¹²⁾』では、西隆寺出土木簡により「修理司」の存在が神護景雲年間に遡ることから、中心飾りに「修」字をもつ飛雲文軒平瓦6801式を西隆寺造営期のものとし、第IV期（757～769年）に編年した。また、『平城宮瓦掘調査報告VI⁽¹³⁾』では、「類似の6802もほぼころ頃であろう」とする。『史跡近江国衙跡発掘調査報告』のなかで瓦類についてまとめを行った近藤滋は、平城京6801式について、長岡京そして木津川河床からの出土があることから、「長岡京から平城京に運ばれたというより平城京から長岡京への運搬に伴なうと考えた場合、長岡京遷都の延暦3年（784）には確実にあり、780年頃まで上限を上げることが可能と思われる。」としている。また、下野系の飛雲文軒瓦について、これを下野国分二寺の創建瓦であり、下野薬師寺の整備拡充に際して使用されたものとし、天平宝字5年（761）頃には存在したとする。さらに、下野系飛雲文軒平瓦を平城京6802式から影響を受けたものと考え、6802式を天平宝字5年（761）以前に位置付ける。植山茂も6801・6802式の移動について、「従来考えられている、平城宮→木津川→長岡宮→平安宮という、平安宮跡出土の一般的な平城型式瓦の移動経路に同じと見ることが出来る。」とする。また、6802式の断面形が長岡宮や平安宮でほとんど見当たらない直線顎を呈すこと。ともに飛雲文軒平瓦を出土している平城宮と唐招提寺の関係について、平城宮朝堂院東朝集堂が唐招提寺講堂として施入された時期について天平宝字5年（761）頃を想定し、この頃造営される保良宮の周辺地域で飛雲文軒瓦が多数出土することなどから「主な飛雲文軒平瓦が関連する時期は、この760～770年代頃をおいてないように思われる。⁽¹⁴⁾」と結論づける。



第3図 近江国庁出土軒瓦 (分類は注(3)文献による)



第4図 堂ノ上遺跡出土軒瓦



第5図 瓦葺き建物創建期軒瓦セット

以上が飛雲文軒瓦を奈良時代のものであるとする諸説である。次に平安時代説をみておこう。『平城宮発掘調査報告Ⅱ』では、「6801は出土状況からみて平城上皇が平城に帰った時期のものであると考えられる。⁽⁴⁵⁾」とする。山崎信二は平城宮および長岡宮において飛雲文軒平瓦に対応することが確認されている軒丸瓦7228式⁽⁴⁶⁾の中房の蓮子が、長岡宮独自の軒丸瓦に多く見られるように1+4であることからこれを長岡宮の時期のものであるとしている。また唐招提寺との関係について、『唐招提寺建立縁起』に平城上皇が財を施して塔を作り、王宮を毀して長廊を作るとあることから、王宮を長岡宮と考え、長岡宮から唐招提寺への瓦の移動を想定し、「大和出土の一本造り複弁8葉軒丸瓦と飛雲文軒平瓦6802型式は、長岡宮の時期（784～794）に製作され、平城上皇が平城に帰った時期（810年頃）に運びこまれたもの。⁽⁴⁷⁾」とする。近江系飛雲文軒瓦の時期について林博通は、「承和十一年六月」銘の平瓦および丸瓦の出土をみた瀬田堂ノ上遺跡において、紀年銘平瓦と飛雲文軒平瓦の凹面の曲率が近似することから堂ノ上遺跡出土の飛雲文軒瓦の時期について、承和11年（844）頃まで降る可能性を示唆している⁽⁴⁸⁾。また、下野出土の飛雲文軒平瓦を中心に検討した中野正人は、下野出土のものは平城宮系軒平瓦の文様意匠が導入されたものと考え、製作時期については、平城型を上限とし750年を遡ることはないとし、堂ノ上出土例を承和11年（844）に下限を置く⁽⁴⁹⁾。

以上に掲げた各説について検討を加えたい。まず『基準資料Ⅱ』による平城宮6801式の年代比定であるが、西隆寺の発掘調査において出土した造宮関係の木簡の記載から神護景雲年間における「修理司」の存在を確認するにしても、6801造瓦に関係するのが特に神護景雲年間当時における「修理司」に限定する根拠はない。次に6801・6802式の平城京・長岡京・平安京間の移動についての考え方であるが、これら諸京およびその間の物資運搬に利用された木津川の河床で同型式瓦の出土をみた場合、一般的に平城京から木津川を經由して長岡京へ、そしてさらには平安京へとその移動が考えられるが、先入観なしに考えると、6801・6802式が平城京から長岡京へ移動させられているのか、或いは、長岡京から平城京なのかについては、現在までに採集されている木津川河床出土瓦⁽⁵⁰⁾の状況からはどちらもとも言えないのである。瓦の形態から6802式が長岡宮所用瓦と異なることが指摘されるが、6802式に対応する軒丸瓦7228式についても、これは所謂一本造りという特殊な製作技法によるものであり、顎の形態差については製作地の差である可能性が考えられるのである。また、下野国分寺は近年の発掘調査の成果により、区画施設が創建期には掘立柱塀であったものが、国分尼寺の造営期に規模を縮小した築地塀に変遷することが明らかにされている。飛雲文軒平瓦はその建て替え期に導入されたものと見られており、時期は9世紀後半とされる⁽⁵¹⁾。

こうしてみると、飛雲文軒瓦と奈良時代に比定する積極的な根拠は無いと言える。現時点においては、長岡宮に比較的まとまった出土をみていることから、山崎信二の考え方が最も合理的であるように思われる。

さてここで、近江国府関連遺跡の様相に目を向けてみよう。国府周辺には、瀬田桑畑廃寺・惣山遺跡・青路遺跡・中路遺跡・堂ノ上遺跡・瀬田川を隔てた対岸の国昌寺跡等で国府所用瓦と同範の

瓦の出土がある。そのなかで堂ノ上遺跡では昭和49・50・51年度に発掘調査が実施されており、遺物についてもまとまった量の出土がある。遺跡は近江国府南西コーナー部やや南方の小独立丘陵上に存在する。検出された建物には、礎石を用いた瓦葺きのもので掘立柱式のものがあり、遺構の重複関係から前者が先行するとされる。礎石建物は周囲を築地塀で囲まれ、雨落ち溝を巡らせた区画内に整然と営まれている。出土瓦類は国庁と共通するものが多く、平瓦や丸瓦のなかには「承和十一年六月」銘をもつものがある。遺跡は奈良末から平安初頭頃にピークがあるとされ、遺構の在り方や年代観より、勢多駅家に比定されている。礎石建物の創建年代はいつ頃に求められるであろうか。調査報告書においては出土土器について、その出土地点についての詳細な記述は無いのであるが、土器類のうち古相を示すものは、国庁と同様750～760年代頃に比定することが可能かと思われる。

出土瓦についてみると、軒丸瓦K型式・軒平瓦L・M型式以外の軒瓦は国庁との同型品である。出土比率でみると、軒丸瓦ではK型式が出土個体数32個体のうち7個体で21.9%、A型式の飛雲文瓦が8個体で25%を占める。残りは平安時代以降のものである。軒平瓦はL型式が50個体中22個体の出土で44%を占める。M型式は4個体8%である。飛雲文A型式は17個体34%である。軒瓦セットでみると軒丸瓦K型式と軒平瓦L型式セット、軒丸瓦A型式と軒平瓦A型式の飛雲文瓦セットが高比率を占めており、創建期および建て替え、或いは大規模な補修に際して用いられたものと考えられる。報告書においても述べられているように、軒丸瓦K型式・軒平瓦L・M型式はそれ以外の軒瓦が国庁使用瓦と同様であり時期的に連続することから、これらに先行する可能性が高く、堂ノ上遺跡の創建期軒瓦セットとするのが妥当であろう。この軒瓦セットの年代について検討してみよう。軒丸瓦K型式の中房は径3.0cmと小振りで1+6の蓮子をもつ。内区は単弁12葉蓮華文で、外区は内縁を珠文で外縁を線鋸齒文で飾る。蓮弁の表現は平面的であり後出的な感を与えるが、珠文・線鋸齒文縁をもち、外縁部が斜に面をもつところから、年代幅をもってみても天平勝宝年間から天平宝字年間の間にはおさまるものと考えられる。軒平瓦L型式の唐草は細く、硬い表現で、外区は珠文が巡らされる。顎は曲線顎である。この瓦の大きな特徴は中心飾りが三角形を呈することである。この特異な中心飾りは平城京6710式の系譜を引くものと考えられる。6710式は平城京瓦編年の第Ⅲ期天平17年～天平勝宝年間(745～756)に比定されている⁽²⁾。

このように軒丸瓦K型式・軒平瓦L型式には大略750～760年頃の年代を与えることができ、堂ノ上遺跡創建時に使用されたものとする。また、これらは堂ノ上遺跡のほかにも、近江国分寺と考えられる瀬田桑畑廃寺⁽³⁾や国昌寺跡でも出土をみていることが注意される。つまり、750～760年代頃に、瀬田三大寺丘陵上の近江国庁の建設を契機とする堂ノ上遺跡をはじめとした諸宮衙施設の建設や国分寺の建立、また国昌寺の整備に軒丸瓦K型式・軒平瓦L型式が使用されたものと推測することができる。

4. 近江国庁創建期の政庁建物

前章で述べたことをまとめると以下のようなことになる。

- (1) 近江国庁の創建年代は出土土器からみると西暦750~760頃に求められる。
- (2) 堂ノ上遺跡の創建年代についても出土土器より国庁とほぼ同時期とすることができる。
- (3) 国庁の瓦葺き建物の創建期軒瓦は飛雲文瓦(軒瓦A型式)である。
- (4) 堂ノ上遺跡の瓦葺き建物の創建期軒瓦は、単弁12葉軒丸瓦(軒丸瓦K型式)と唐草文軒平瓦(軒平瓦L型式)であり、この年代については750~760年頃に比定できる。

近江国庁と堂ノ上遺跡はともに密接な関係をもつ官衙であり、その創建年代もほぼ同時期とみることができるのであるが、創建期軒瓦は異なったものである。堂ノ上遺跡のものは瀬田桑畑廃寺・国昌寺跡で出土しているが、国庁では出土が無く、逆に国庁の創建期軒瓦は同型式のものが堂ノ上遺跡で出土する。堂ノ上遺跡の創建期軒瓦を飛雲文瓦とみる場合、或いは創建期に飛雲文瓦と軒丸瓦K型式・軒平瓦L型式が同時に使用されたとすると、後者の軒瓦セットが国庁で全く出土をみないのは極めて不自然であり、堂ノ上遺跡においては、ある時期に建物の建て替え、または修復工事に際して飛雲文軒瓦が使用されたものと考えられる。要するに、堂ノ上遺跡においての建物の建て替え、或いは修復期が国庁の瓦葺き建物創建期であり、言い換えるならば、国庁の瓦葺き建物の創建に際して、堂ノ上遺跡をはじめとした周辺諸官衙の整備が実施されたと考えられるのである。

さて、この時期つまり飛雲文軒瓦の年代であるが、現状での飛雲文軒瓦の出土状況をみる限りでは、山崎信二の言うように長岡京期以降に降る可能性が高い。

ということは、瀬田三大寺の丘陵上に国庁が成立する750~760年代から飛雲文軒瓦が葺かれた政庁建物が建設されるまでの間は、如何に理解すべきであろうか。すなわち、この期間には掘立柱式の政庁建物の存在が想定されるのである。この掘立柱政庁建物は、その痕跡が瓦積み基壇の周辺からは検出されていないことから、瓦積み基壇の直下に、瓦葺き政庁建物と同規模で存在する可能性が考えられる。

宮本長二郎は、建築史の観点から近江国庁の瓦積み基壇政庁建物の正殿と脇殿が廊により連結されていることについて、奈良時代にその使用例が無く、平安時代以後に発達した手法であり、「(国庁の)創建を9世紀以後に下げると問題はないのであるが、……中略……廊を平安期の増築とみても差支えないと考える。⁽⁴⁴⁾」と指摘している。このことについても、瓦積み基壇政庁の建立年代を降らせて考えると整合的に理解できる。

近江国衙の報告書のなかに次のような記載がある。「推定中門跡の北方西寄りに位置し、東西方向に走るものであり、工事掘りかたの断面では計7間分をみとめた。……中略……掘立柱建物であるのか、柵列なのかは決定できない。この遺構の時期については今回の調査で1棟も掘立柱建物のみとめていないことから、むしろ基壇をもつ礎石建物に先行する建築遺構である可能性も強い。もし柵列であるなら、位置的にも南内郭築地の前身的な性格をもつ遺構であるとも考えられよう。⁽⁴⁵⁾」この掘立柱列を建物としてみた場合、廊までが瓦積み基壇形式をとる礎石建物政庁と併存するとは考え難い。これを礎石建物に先行する政庁、すなわち掘立柱政庁建物の一部とすると、正殿の前方に位置することから、下野・伯耆・肥前の各国庁で検出されている前殿にあたる可能性が考えられ

るのである。

5. ま と め

これまでの発掘調査の成果を再検討した結果、近江国庁について、新たに次の所見を得ることができた。すなわち、750～760年代頃に創建された国庁建物は掘立柱式のものであり、またこの政庁建物には、正殿の前方に前殿が存在する可能性がある。こうしてみると、近江国庁建物の変遷は、他国庁の変遷と共通した在り方をもつものと言える。また、近江国庁の創建建物の在り方は、国庁の性格や機能を考える上で1つの問題を提起している。瀬田三大寺の丘陵上に国庁が建設されるのと前後して、瀬田桑畑廃寺や国府関連の諸官衙の建立や整備が実施されるのであるが、注目されるのは、堂ノ上遺跡の創建建物が礎石式瓦葺きのものであるということである。またその使用瓦は、瀬田桑畑廃寺や瀬田川対岸の国昌寺においても使用されているものである。こうした瓦葺き建物の建設や整備が行なわれている状況のなかで、国庁が掘立柱建物で建てられていることから、三大寺丘陵上の創建期国庁に意図的な掘立柱建物の志向が窺われるのである。

いずれにせよ、国庁建物の性格や具体的な機能等については、まだまだ未解決の問題が多く、これらの点については今後の課題として残されているのである。

なお、近江国衙は、昭和48年3月15日に国指定史跡となり、遺構の保存が図られることとなった。小稿で述べた事柄の是非についても、将来解明されることであろう。

注

(1) 米倉二郎「近江国府の位置について」(『考古学』6-8 東京考古学会 1935)

(2) 杉山信三「三大寺山建築址の調査」(『筋流』9 瀬田史談会 1960)

調査箇所は、建部神社から高橋川を隔てた東側の地で、昭和38・39年度の調査で確認された政庁部とは、やや離れた場所である。また、この付近には当時、夥しい量の屋瓦が散布していたという。(西田 弘氏の御教示による。)

(3) 水野正好ほか「滋賀県文化財調査報告書第6冊 史跡近江国衙跡発掘調査報告」(滋賀県教育委員会 1977)

(4) 同 上

(5) これについては既に、田中 琢により問題提起されている。(田中 琢「近江国府に古代都市はあったのか」『新修大津市史 9』付録 1986)

(6) 丸山竜平ほか「史跡近江国衙跡調査概要」(滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会 1978)

(7) 肥後和男「瀬田廃寺址」(『滋賀県史跡調査報告第5冊』1933)、杉山信三ほか「瀬田廃寺発掘調査報告」(『滋賀県史跡調査報告第12冊』1961)

(8) a 林 博通「瀬田堂ノ上遺跡調査報告」(『昭和48年度滋賀県文化財調査年報』滋賀県教育委員会 1975)、b 林 博通・葛野泰樹「堂ノ上遺跡調査報告Ⅱ」(『昭和50年度滋賀県文化財調査年報』滋賀県教育委員会 1977)

- (9) 注(6)に同じ。
- (10) 林 博通・栗本政志「近江国府関連官衙跡の調査—大津市瀬田野畑遺跡の調査概要—」(『古代文化第35巻 第1号』財団法人古代学協会 1983)
- (11) 肥後和男 「近江国分寺趾」(『滋賀県史跡調査報告第5冊』 1933)
- (12) 奈良国立文化財研究所 『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ瓦編2解説』(1975)
- (13) 奈良国立文化財研究所 『平城宮発掘調査報告Ⅵ 奈良国立文化財研究所学報23』(1974)
- (14) 植山 茂 「古代瓦私見(一)—飛雲文軒平瓦について—」(『古代文化第33巻 第6号』1981)
- (15) 奈良国立文化財研究所 『平城宮発掘調査報告Ⅱ 奈良国立文化財研究所学報第15冊』(1962)
- (16) この型式番号は『長岡京古瓦聚成 向日市埋蔵文化財調査報告巻第20集』(1987)による。
- (17) 山崎信二「大和における平安時代の瓦生産」(『研究論集Ⅵ 奈良国立文化財研究所学報第38冊』奈良国立文化財研究所 1980)
- (18) 注(8)に同じ。
- (19) 中野正人「飛雲文軒瓦小考—栃木県出土例を中心として—」(『栃木県考古学会誌 第8集』栃木県考古学会 1984)
- (20) 高橋美久仁「長岡京へ運び損なった瓦—木津川底採集の平城宮瓦—」(『京都考古 第17号』京都考古刊行会 1975)
- (21) 栃木県教育委員会 『下野国分寺跡Ⅳ 栃木県埋蔵文化財調査報告第91集』(1988.3.30)
- (22) 注(12)に同じ。
- (23) 近江国分寺については、『日本紀略』に延暦4年の焼失記事があるが、瀬田桑畑廃寺の発掘調査の結果、全焼の痕跡が認められないことなどから、延暦4年に信楽で国分寺が焼失したとする説がある。(柴原永造男「第5節 石山寺と国分寺」『新修大津市史第1巻』 1978)また、『日本紀略』の記事そのものの真憑性を疑問視する研究(山田昌功「第2章 瀬田川流域の文献学的調査」『瀬田川』 滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会 1983.1)もあり、未だその比定については確定していない。考古学的にみた場合、近江国府周辺地域は基本的に律令体制の整備とともに開発されてきたと捉えられ、その国府周辺に存在し、国庁と同型式の瓦を出土する当廃寺が奈良時代後半期の近江国分寺である可能性を否定することはできない。
- (24) 宮本長二郎「高瀬遺跡・じょうべのま遺跡をめぐって 第I章 建築よりみた二つの遺跡」(『富山県埋蔵文化財調査報告巻Ⅲ』 1974)
- (25) 注(3)に同じ。

編集後記

『紀要』第2号も刊行することができた。自分の時間を犠牲にしながらも原稿を執筆してくれた職員の姿には頭の下がる思いがする。当協会はまさに職員の見えざる努力と熱意によって支えられているのだと実感した次第である。

編集者

平成元年3月

紀 要 第 2 号

編集・発行

財団法人 滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町1732-2
Tel (0775) 48-9780・9781

印 刷

株式会社 日興商会
尼崎市東難波町5-10-30
Tel (06) 482-4501